令和7年度 生活の約束

勝山小学校

服装について

Ⅰ Ⅰ0月から5月の間は、制服(セーター)を着用しましょう。

(ただし、5月と10月は移行期間とし、各自判断しましょう。)

セーターの下にフード付きの服を着ても良いです。

(ただし、式典などの行事のときには着ないようにしましょう。)

- 2 通学帽子は、必ずかぶって登下校しましょう。
- 3 ネームはいつもつけましょう。

(ネームには、シール等の飾りを付けてはいけません。)

- 4 ハンカチ・ティッシュは、いつも使えるように身につけておきましょう。
- 5 身に付ける物すべてに名前を書きましょう。
- 6 体操服について
 - ①体操服を忘れた場合は、見学しましょう。

(体育の帽子がないときは、通学帽子で許可します。)

(体育の時間中には、セーター・防寒着を着ません。半袖や半ズボンから肌着、インナーが出ないようにしましょう。)

(体操服の貸し借りはいけません。兄弟姉妹の貸し借りもいけません。)

- ②水泳の場合、水泳帽子を忘れたときは見学しましょう。
- ③体育で見学するときは、お家の人に連絡帳か電話で連絡してもらいましょう。
- 7 学校にはいてくる靴は、運動のしやすいものにしましょう。

(ハイカットや厚底の靴は、はいてきてはいけません。)

校内のくらしについて

- Ⅰ 学校の始まりは、午前8時15分です。
- 2 忘れ物をしても取りに帰らないようにしましょう。 (忘れ物をしたときは、原則として学校からの電話で連絡をしません。)
- 3 お金や遊び道具は、持ってこないようにしましょう。 (学習道具以外の物は、持ってきてはいけません。)

家庭・地域でのくらしについて

- Ⅰ 帰宅時刻をまもりましょう。
- (4月~9月は、午後6時までに家に帰る。10月~3月は、午後5時までに家に帰る。)
- 2 欠席するときは、必ず通学班長と学校へ連絡しましょう。
- 3 学区外にでるときは、大人といっしょに行きましょう。
- 4 買い物をしないときは、店に入らないようにしましょう。
- 5 図書館や文化センターなどの公共施設では、マナーを守り、人に迷惑をかけないようにしましょう。
- 6 学校の校庭や公共の場では、物を食べないようにしましょう。
- 7 自転車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶって乗りましょう。
- 8 子どもだけで危険な場所に行かないようにしましょう。